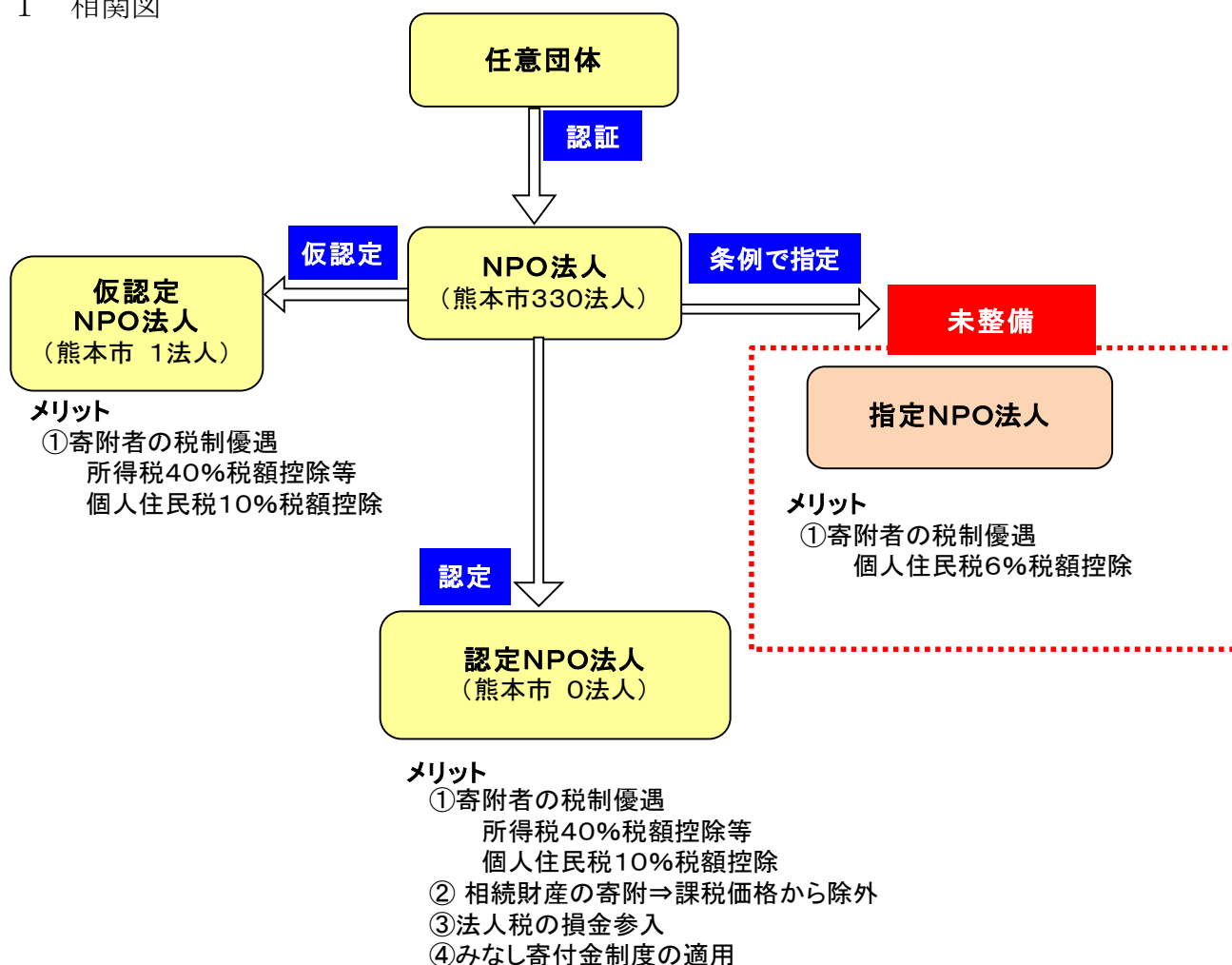


各制度と条例個別指定制度の比較

1 関連図



2 寄附金控除による減税額のシミュレーション

単身; 年収 700万円 総所得金額 ; 510万円の場合
(所得税率 20% 所得税額 313,000円)

区分	指定NPO法人(本市のみ指定した場合)			区分	認定NPO法人		
	住民税(注1)	所得税	合計		住民税(注2)	所得税(注3)	合計
1万円	480円	なし	480円	1万円	800円	3,200円	4,000円
10万円	5,880円		5,880円	10万円	9,800円	39,200円	49,000円
100万円	59,880円		59,880円	100万円	99,800円	(※4) 78,250円	178,050円

(注1) = (寄附金額 - 2,000円) × 6%

※ 寄附金額の合計は、総所得金額等の30%を
限度とする

(注2) = (寄附金額 - 2,000円) × 10%

(注3) 税額控除により積算(所得控除との選択も可能)
= (寄附金額 - 2,000円) × 40%

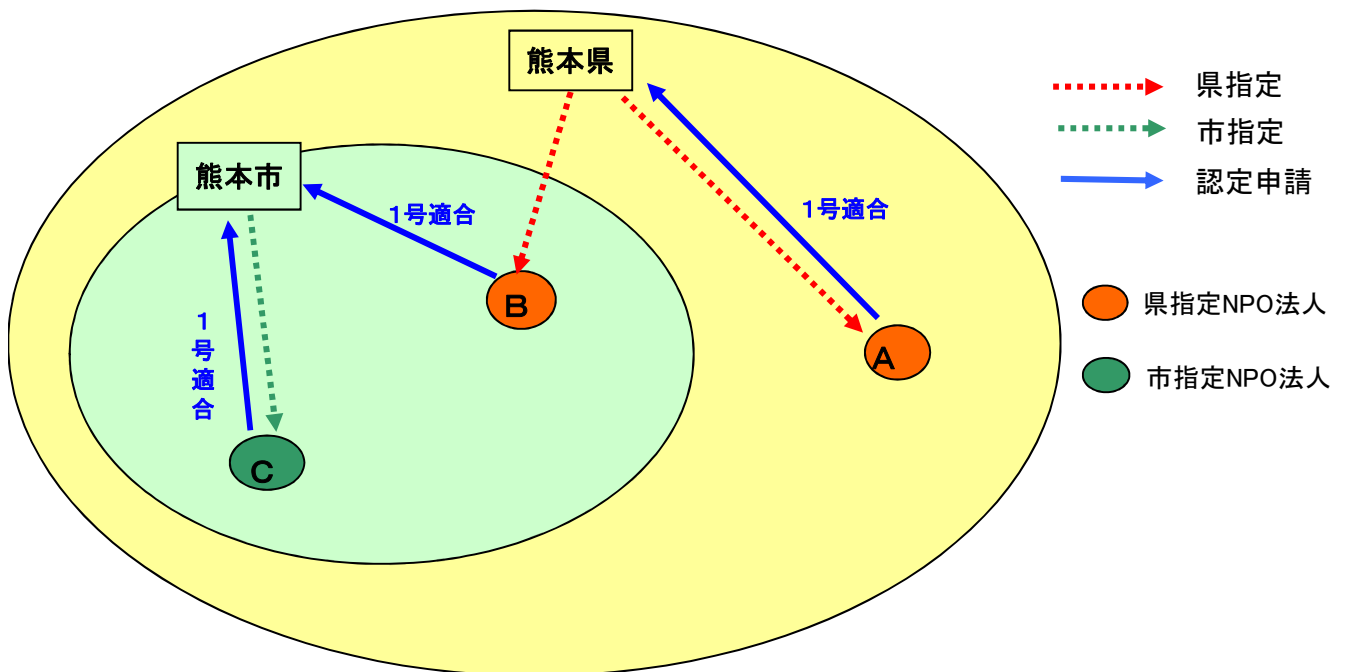
※ 税額控除は所得税額の25%を限度とする

(注4) = 限度額(所得税額 313,000円 × 25%) = 78,250円

3 認定・仮認定・条例指定の基準イメージ比較

認定基準			認定	仮認定	条例指定
公益要件	1号	パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること * 次のいずれかに該当すること ① 収入金額に占める寄付金の割合が20%以上 ② 3,000円以上の寄附者が100人以上(H24.4~) ③ 条例個別指定を受けている(H24.4~)	○		全て任意 ・所轄庁の裁量 【基準や手続き】 ・条例、規則、要綱等による 【指定】 ・条例による
	2号	事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満	○	○	
運営要件	3号	運営組織及び経理が適切である	○	○	
	4号	事業活動の内容が適正である	○	○	
	5号	情報公開を適切に行っている	○	○	
	6号	所轄庁に対して事業報告書などを提出している	○	○	
	7号	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない	○	○	
	8号	設立の日から1年を超える期間が経過している	○	○	

4 条例指定制度と認定基準1号(PST)の関係



■ 説明 (内閣府解釈抜粋)

当該条例を定めている都道府県又は市町村の区域内に事務所を有するNPO法人は、1号基準を満たすものとして認められる。